

## 北九州市建設業者指名停止委員会設置規程（抄）

（最終改正 令和6年4月1日）

（趣旨）

第1条 この規程は、北九州市建設工事等競争入札参加者の指名停止要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、北九州市建設業者指名停止委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について審議を行う。

- (1) 指名停止及びその措置期間に関すること。
- (2) 要綱第17条に規定する指名停止に至らない事案について、書面又は口頭による警告又は注意の喚起に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる補職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は必要に応じ、別表に掲げる委員のほかに関係各局の職員に出席を求め、委員会を組織することができる。

（審議の方法）

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長は会務を統括する。

- 2 緊急の事案について、委員会を招集するいとまのないときは持ち回りの方法により審議を行うことができる。
- 3 委員長は必要に応じ、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

（事務局）

第5条 委員会の事務局を技術監理局契約制度課に置く。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が決める。

付 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

省略